

柏崎刈羽原子力発電所 5 号機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の
燃料油漏えい不具合の法令の扱いについて

2024 年 1 月 23 日
東京電力HD株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

2024 年 1 月 16 日、柏崎刈羽原子力発電所 5 号機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下、D/G(H)という。）の定例試験後の現場確認中に、燃料配管の継ぎ手部分から燃料油が約 0.8L 漏れていることを確認した。漏えいは燃料配管への燃料の供給を停止したことにより止まった。

原因調査の結果、燃料油漏えいが発生した箇所を燃料配管の接続部であると特定し、当該部の分解点検を行ったところ、燃料配管の接続部の取付ボルトに緩みがあることを確認し、その他異常はないことを確認した。

本事象は、取付ボルトの緩みにより、ガスケットのシール機能が低下したことで、燃料油の漏えいが発生したと推定した。

その後、取付ボルトを締め直し、当該 D/G(H)の試運転を行い、燃料油の漏えいがないことを確認した。

当該 D/G(H)は、実用炉規則第 134 条における「安全上重要な機器等」に該当するが、本不具合は取付ボルトを適切に締結させることで解消したことから、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 134 条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 129 条の運用について（訓令）」の運用上の留意点③に記載の「当該不具合が当該安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等に使用する消耗品の交換や機器の調整により復旧できるときは、当該機器等が原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないとはみなさない。」の「機器の調整により復旧できるとき」に該当するものと考えている。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 134 条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 129 条の運用について（訓令） [抜粋]

3. 運用上の留意点

- ③ 当該安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等が担う機能に不具合がある場合であって、当該不具合が当該安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等に使用する消耗品の交換や機器の調整により復旧できるときは、当該機器等が原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないとはみなさない。

（参考）「消耗品」：通常の使用又は時間の経過による劣化に対応し、品質管理プログラムに従って交換が管理されている機器又は部品であって、3 定期事業者検査程度（暦年で 4、5 年程度）を上限として使用限度が定められている機器又は部品、若しくは使用頻度を定めることが適当でないものにあつては予備品が常に用意されている機器又は部品とする。また、「機器の調整」：部品の交換や補修を伴わず、機器を復旧させる目的で行う作業をいう。

以 上